

仕 様 書

1 契約件名

東京都立産業貿易センター浜松町館 5 階における什器備品購入

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和 2 年 9 月 9 日（水）まで

3 履行場所

東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

東京都立産業貿易センター浜松町館 5 階 国際事業課（国際展開支援拠点）

4 購入物品等

- (1) 納入品は、別紙 1「什器備品リスト」のとおりとし、別紙 2「レイアウト図面」及び別紙 3「イメージパース」のとおり配置を行うこと。
- (2) 納入品は別紙 1「什器備品リスト」に記載された仕様、参考品またはその規格、性能と同等以上の商品とすること。
- (3) 別紙 1「什器備品リスト」に記載の参考メーカーおよび型番は、製品を選定する際の参考として例示するものであり、指定するものではない。
- (4) 別紙 1「什器備品リスト」に記載のないものを納入する場合は、仕様、寸法、色等を対比できる資料（資料とは、仕様や形状等の詳細が記されたカタログなど）を予め指定する期間内に発注者に直接提示し、承諾を得ること。その際に発注者よりサンプル品の提示依頼があった際は、期間内に用意し、その結果、発注者が同等品と認めたものについてのみ納入を認める。
- (5) デザインの統一性を意識した什器選定を行うため、参考型番と異なる物品を提案する場合は、必ず発注者の確認を得ること。
- (6) 契約締結後に判明した廃番等による調整は、別途協議する。
- (7) 新品を納入すること。

5 納品方法

- (1) 納品、組立、設置、転倒防止施行等に要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) 台車等、納入に必要な道具は、受注者が用意すること。
- (3) 納品時は第三者に対する安全に十分注意するとともに業務に支障をきたさないように配慮し、迅速丁寧に行うこと。また、建物、施設及び設備に損害を与えることのないよう必要な措置を講ずること（養生等）。万が一損害を与えた場合は受注者の負担により原状復旧すること。
- (4) 納品の荷卸し、積込み作業に必要なスペースの確保及び手続きは受注者の負担により

- 行うこと。
- (5) 騒音が予想される場合は、十分庁舎、館内テナント及び近隣等と調整を図り、影響を最小限にする。
 - (6) 発生材・梱包材等、本業務により発生した残材その他については、受注者が持ち帰り、法令を遵守し適正に処分すること。
 - (7) 建物内は全面禁煙とし、喫煙は敷地内の所定の場所のみで行うこと。
 - (8) トイレは所定の場所を使用すること。

<LAN 敷設工事・PC 設定関連>

- (1) LAN 敷設工事業者と事前に打ち合わせの上、什器類搬入前に机、プリンター、複合機等の設置場所を墨出し（マーク付け）すること。
※LAN 敷設工事業者については、指名通知後連絡先を伝える。
- (2) その他、什器類搬入についても、LAN 敷設工事業者と事前に調整すること。

6 履行期限等

- (1) 納入作業期間は、令和2年8月3日（月）から令和2年9月9日（水）までの間とし、詳細な納入日時については、別途発注者と打合せを行い決定すること。
- (2) 物品搬入時間および梱包材等搬出時間は、原則平日午前9時から午後5時までとし、事前に発注者と調整すること。

7 共通事項

- (1) 本契約は、公益財団法人東京都中小企業振興公社が発注者となり、履行場所への物品調達やそれに付随する作業を目的として契約を締結するものである。
- (2) 受注者は、開札後、遅滞なく契約締結に係る必要書類等を受領し、発注者と納入等について打合せを行うこと。
- (3) 別途契約の関連工事との調整を図ること。また、作業に支障の無い範囲で調査等での現場立入に協力すること。
- (4) 当該ビルにおける作業にあたっては別添東京ポートシティ竹芝オフィスタワー館内規則に則り、必要に応じて事前に書類提出を行うこと。
- (5) 疑義が生じた場合、詳細の不明な点は担当者の指示による。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項についても、契約の目的を完遂できるように誠実に履行をすること。

8 提出物

- (1) 実施工程表 契約後速やかに提出すること。
- (2) レイアウト図、什器備品リスト
納入作業完了後、変更等が生じた場合は最終図及びリスト（電子データ）を提出すること。
- (3) 使用材料カタログ等
- (4) 受注者は履行終了後、納品書及び請求書を作成し、提出すること。

9 契約情報の公開

発注者は、経営の一層の透明性向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）の全て及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

（1）公表項目

契約方法（競争、独占、緊急、少額または特定の区分別）、契約種別（工事、委託、物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

（2）公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取り纏め、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。
なお、公表の趣旨に賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができる。

10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、または利用する場合は、次の事項を遵守すること。

（1）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）

第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出すること。

11 その他

（1）仕様書の事項が守られない場合や不適切な履行等、発注者に不利益や損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責めを免れない。

（2）本件仕様の際し、不明な点は発注者と協議すること。

（3）暴力団等排除に関する特約事項については、別紙4のとおり。

12 担 当

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部 国際事業課 三好

Mail m-miyoshi@tokyo-kosha.or.jp TEL 03-5822-7241